

部分的な耐震改修に係る技術基準

(目的)

第1条 現行の建築基準法が定める耐震性能を有しない既存の木造住宅の段階的な耐震改修において考慮すべき技術基準として、部分的にでも地震により圧壊に至らず、生存できる空間の確保が可能と考えられる性能（以下、「部分的耐震性能」という。）に係る基準を定め、より安全で安心な住宅ストックの形成を図るものとする。

(用語定義)

第2条 この基準において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「木造住宅」とは、柱、梁等の主要構造部が木造である、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法の住宅をいう。
- 二 「耐震診断」とは、「木造住宅の耐震診断と補強方法 改訂版（監修：国土交通省住宅局建築指導課、発行：財団法人日本建築防災協会）」による一般診断法又は精密診断法をいう。
- 三 「上部構造評点」とは、「耐震診断」により算出した耐震性の評価をいう。
- 四 「部分評点」とは、別途定める計算方法により算出した、木造住宅の部分的な耐震性の評価をいう。
- 五 「特定居室」とは、直接外気に接する避難上有効な開口部を有する居間、寝室及び食事室等の居室のうち、最低1室以上を含む範囲で、1階にあるものをいう。
- 六 「家具等」とは、タンス・食器棚等の家具類及び冷蔵庫等の電気製品等で、高さが1.2m以上のものをいう。
- 七 「家具等の転倒防止措置」とは、地震による家具等の転倒を防止する工事をいう。
- 八 「改修」とは、第3条に規定する部分的耐震性能を有するものとするために行う工事をいう。

(部分的耐震性能)

第3条 部分的耐震性能を有する木造住宅とは、次の各号に掲げる条件を満足するものとする。

- 一 特定居室の部分評点が1.5以上であること
- 二 改修を行う場合にあっては、改修後の上部構造評点が、改修前の数値を下回らないこと
- 三 特定居室において、家具等の転倒防止措置が施されていること

(適用範囲)

第4条 この基準は、島根県内に存する耐震診断の適用が可能な既存の木造住宅において、適用する。

(その他)

第5条 その他必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この基準は、平成23年10月13日より適用する。